

## 議案第70号

### 埼玉中部環境保全組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉中部環境保全組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成22年8月30日 提出

北本市長 石 津 賢 治

### 埼玉中部環境保全組合規約の一部を変更する規約

第1条 埼玉中部環境保全組合規約（昭和52年指令地第1204号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第14条関係）

人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神、富士見町、鴻巣、下生出塚、上生出塚、中央、ひばり野、生出塚、箕田、中井、三ツ木、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町、原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、大字上種足、大字中種足、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根、屈巣、広田、北根、赤城、赤城台、関新田、新井、境、上会下
--

第2条 埼玉中部環境保全組合規約の一部を次のように変更する。

別表中「箕田」を「箕田、すみれ野」に、「三ツ木」を「三ツ木、

愛の町」に改める。

#### 附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中別表の改正規定（「箕田」を「箕田、すみれ野」に改める部分に限る。） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による北鴻巣駅西口土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日
- (2) 第2条中別表の改正規定（「三ツ木」を「三ツ木、愛の町」に改める部分に限る。） 土地区画整理法第103条第4項の規定による鴻巣都市計画三ツ木土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日